

広島医療生活協同組合

長期住所不明組合員の みなし自由脱退手続きに関する公告

2021年1月30日
広島医療生活協同組合
理事長 坂本 裕

広島医療生活協同組合では、2021年3月末をもって長期住所不明組合員のみなし自由脱退の手続きを行います。「定款第10条第2項」に基づき、対象者の公告を行います。

記

1. 対象者は、年1回の所在確認(出資額のお知らせ送付)が2年間できなかった方で、かつ該当支部地域でも確認ができない組合員。
2. 公告の期間:2021年2月1日~2021年2月26日まで。
3. 対象に当てはまる方は、広島医療生協までご連絡ください。期間内に届出がない場合は、定款10条2項「脱退の予告があったもの」とみなし「みなし自由脱退」の手続きを行います。
4. みなし自由脱退の報告は2021年6月の第62回通常総代会において行います。
5. 脱退手続き後に対象者本人から申し出があれば、ただちに復活(再加入・出資復活)の手続きを行います。

連絡先 広島医療生活協同組合
〒731-0121 広島市安佐南区中須2丁目19-6
TEL (082)879-1897(本部総務部)
(082)879-8124(本部健康まちづくりセンター)